

火力電源入札ガイドラインの改定経緯 及び今後の論点について

平成28年1月20日（水）



電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

過去の火力電源入札ガイドラインの改定内容

◇これまでの火力電源入札ワーキンググループでの議論を踏まえ、平成24年9月のガイドライン制定以降、上限価格の開示を選択制とするなど、3度の改正が行われている。

第1次改訂（平成25年5月）

- ◆ 第1回WGにおける議論を踏まえ、応札した発電事業者が発電余力を新電力や卸電力取引所等を通じて売却すること等により余力活用を行う場合、入札実施会社が発電事業者に対して支払うべき料金の全部又は一部の割り戻しを求めることは、適切ではない旨を記載した。

第2次改訂（平成26年2月）

- ◆ 第3回WGにおける議論を踏まえ、自社応札の場合に事前に上限価格を公表するか否かは、応札の見込み等を踏まえ、入札実施会社が選択できるものとした。
- ◆ 併せて、自社応札をせず、かつ上限価格を事前に公表しない場合について、以下の3点を記載した。
 - ①入札実施会社の火力部門が他社と提携して応札することも想定されることから、入札実施会社は、上限価格の漏洩を防止し公正かつ有効な競争を実現するために、入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置を講じるものとする。
 - ③入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、火力電源入札WGにおいて厳格に審査する。
 - ④応札締切日の一営業日前日までに火力電源入札WG（事務局）に上限価格とその算定根拠を提出する。
※自社応札をする場合は、自ら手の内を示すことは想定されないため、元々のガイドラインにおいて、上限価格の公表を要しないとされている。

第3次改訂（平成26年9月）

- ◆ 第5回・第6回WGにおける議論を踏まえ、自社応札せず、かつ上限価格を事前に公表しない場合については、入札結果の公表に際し、卸供給の契約価格の平均額又は卸供給の契約価格と上限価格の乖離率を公表することとした（入札実施会社が選択できるものとし、また、落札者が1社のみの場合は、この限りではない）。

今後の改定に向けた主な論点

◇今後の火力電源入札制度の在り方については、これまでの入札結果や、電力自由化の今後の進展を踏まえると、以下のような論点が考えられる。

主な論点

- (1) 競争が十分機能しているか
- (2) 将来的な料金規制撤廃との関係をどう考えるか
- (3) エネルギーミックスや需給調整能力の確保との関係
- (4) 事業類型見直し後の入札実施主体
- (5) 発電部門を分社化した場合の扱い
- (6) その他